

総税固第42号
令和3年7月1日

各道府県総務部長
殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局固定資産税課長
(公 印 省 略)

「国有提供施設等報告書の作成等について」の一部改正について

「国有提供施設等報告書の作成等について（平成17年6月30日付け総税固第49号）」の一部を下記のとおり改正しますので通知します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「国有提供施設等報告書の作成等について」について、別添新旧対照表のように改正する。

国有提供施設等報告書の作成等についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一 国有提供施設等報告書の作成上留意すべき事項</p> <p>3 自衛隊が使用する「飛行場」、「演習場」、「弾薬庫」、「燃料庫」及び「通信施設」の解釈については、概ね次によるものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち、同令第30条の13に規定する_____防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条第1項に規定する情報本部が管理するものをいうものであり、直接必要な施設とは、「通信局舎」、「運用局舎」、「電源局舎」、「施設間連絡用施設」及び「通信用鉄塔」等をいうものであること。</p>	<p>一 国有提供施設等報告書の作成上留意すべき事項</p> <p>3 自衛隊が使用する「飛行場」、「演習場」、「弾薬庫」、「燃料庫」及び「通信施設」の解釈については、概ね次によるものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち、同令第30条の9に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条第1項に規定する情報本部が管理するものをいうものであり、直接必要な施設とは、「通信局舎」、「運用局舎」、「電源局舎」、「施設間連絡用施設」及び「通信用鉄塔」等をいうものであること。</p>